

祝　　辞

裁判所職員総合研修所の令和4年度養成課程入所式に当たり、一言、お祝いの言葉を申し上げます。

第19期研修生の皆さん、本日は誠におめでとうございます。裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官を目指して努力を重ね、本日晴れて入所式を迎えたことに對し、心からお喜びを申し上げます。

昨今、情報通信技術・生命科学をはじめとする科学技術が驚異的な発展を遂げ、国民の少子高齢化、経済活動の国際化といった社会の構造的な変化も加速しています。こうした中で、国民の価値観や家族観の多様化も進むなど、私たちを取り巻く社会環境は急速に変化しています。また、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症のまん延は、いまだ終息に至っておらず、引き続き国民生活に大きな影響を与えています。さらに、近時のロシアのウクライナに対する軍事侵攻は、これまでの国際秩序に不可逆的な変化をもたらし、我が国を取り巻く国際環境は大きく変化することになると思われます。

このような社会が大きく変動する時代にあっても、裁判所の機能は、中立公正な立場から法的紛争を適正迅速に解決するという司法サービスを提供し、これを通じ

て、社会の安定に寄与することにあります。このような裁判所の役割に対する国民の期待に応えるためには、職員一人一人が、真摯に職務に取り組み、与えられた職責を着実に果たしていくことはもとより、社会の動きや利用者のニーズの変化に関心を払い、常に改善と工夫を重ねていくという意識を持って、より質の高い裁判事務の遂行を目指していくことが求められています。

皆さんは、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官という仕事の道を選択されました。裁判所書記官は、裁判のプロセスで発生する多種多様な法的な事務を適正かつ効率的に遂行する専門職ですし、家庭裁判所調査官は、家庭裁判所の事件において、行動科学の知見や技法を活用した調査を行うことにより、納得性の高い調停や審判の実現に寄与する専門職です。皆さんには、それぞれの官職が裁判において担う役割と責任の重さを胸に刻み、誇りと自覚を持って、積極的に研修に取り組んでいただきたいと思います。

これから研修では、このような専門職に求められる基本的な知識と技法を学ばれることと思います。これらの知識や技法は、今後の職務を遂行していく上での土台となるものであり、まずはこれをしっかりと習得することが大切ですが、それとどまらず、これらの知識や技法が、裁判のプロセスのどのような場面で、どのような形で活用され、適正妥当な裁判の実現にどのように役立てられるのかというこ

とを考える習慣を身に付けていただきたいと思います。

また、ご承知のとおり、現在、裁判所においては、民事訴訟手続をはじめとして、各裁判手続のデジタル化に向けた取組が進んでいます。何十年に一度ともいえる手続や仕事のやり方を大きく変える時期に入ってきており、皆さんには、そのような時期に新しい事務の担い手となるわけですから、研修を通じて、事務の在り方を「自ら考える姿勢」、「議論する姿勢」を身に着けることも求められています。

裁判所においては、裁判官を含め、異なる職種の裁判所職員が連携し、チームとして職務に取り組んでいます。この研修所において裁判所書記官と家庭裁判所調査官の養成を行っていることは、職種間の相互理解と連携の基盤を築く上で、大きな意義があります。互いに切磋琢磨しながら、高い職業倫理を共有する裁判所職員として、信頼し、尊敬し合える関係を築いていただくようお願いします。

最後になりましたが、どのような時にも健康が第一です。皆さんに、心身とも健康で充実した研修生活を送り、晴れて養成課程を修了されて、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官として、これから裁判所に新しい風を吹き込むことを心より期待して、私の祝辞といたします。

令和4年5月9日

最高裁判所判事 深山 順也

祝

辞

令和四・十・二十一

本日、ここに、国連アジア極東犯罪防止研修所創立六十周年及び公益財団法人アジア刑政財團設立四十周年記念式典が挙行されるに当たり、お祝いを申し上げます。

国連アジア極東犯罪防止研修所、以下、「アジ研」と呼ばせていただきますが、アジ研は、過去六十年の長きにわたり、国際研修を中心とする活動を通じて、刑事司法の分野における国際協力の推進と世界各国の刑事司法の発展に尽力してこられました。その業績は、日本国内ばかりでなく、広く諸外国からも高い評価を受けております。これは、アジ研の運営に当たつておられる法務省当局及び関係機関の皆様の長年にわたる御努力の賜物であり、その御労苦に対し、深く敬意を表します。

また、アジア刑政財團は、世界各国の効果的な犯罪予防と刑事司法の運用に寄与すべく、各種の活動を長きにわたつて行つてこられたものであります。四十周年を迎えたことに、心からお祝いを申し上げます。

現在、多くの国で、社会経済の変革や、ボーダレス化及び国際化の進展等に伴い、刑事司法制度が様々な見直しを迫られています。他方、法の支配的重要性は一層増しており、その促進は国際的な目標としても広く認識されております。そうした中、刑事司法制度の改善を図るためには、捜査、訴追、裁判、犯罪者の処遇といった各部門の専門家が一堂に会して議論するような統合的なアプローチが極めて重要です。また、各国が、自国の制度を基礎としつつ、知恵と経験を出し合つて問題解決の道を探るとともに、各国の専門家同士が人的なネットワークを構築するという国際的アプローチも必須です。そのような意味で、発足当初から、各国の刑事司法実務家に対し、統合的かつ国際的なアプローチを重視した研修を実施してきたアジ研の活動は、極めて高い評価に値するものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、来日が制限されたことによつて、アジ研の研修実施に大きな困難が生じたことと想います。しかし、そのような状況下においても、オンラインツールを駆使するなどして、国際的な研修の継続を実現してこられたアジ研及び関係機関の皆様の御努力に対し、改めて深く敬意を表します。

コロナ禍以前は、現職の裁判官や家庭裁判所調査官が研修員としてアジ研の研修・セミナーに参加させていただいておりまして、参加した職員は、その成果を持ち帰つて他の職員にも還元し、裁判所全体の視野を広げ、見識を高めることにも、大きく寄与しておりました。私自身は、昭和六十三年に、検察官として、アジ研の研修に参加した経験がありますが、職務も文化的背景も異なる、海外及び国内の様々な刑事司法関係者と触れ合い、議論を交わすことによつて、日常業務では得ることのできない経験ができました。

今後、裁判所職員の研修参加が再開される予定であると聞いております。裁判所職員と海外及び国内の様々な刑事司法関係者との交流が再開されることの大変喜ばしいことであると想います。

今日のような変革と国際化の時代におきましては、効果的な犯罪防止及び刑事司法の実現は、これまで以上に重要な課題となつております。この分野での国際協力の必要性はますます高まっています。このような状況下にあつて、アジ研とアジア刑政財団に対する期待は、従前にも増して大きくなつております。国連の関係機関であるアジ研と国際的な民間組織であるアジア刑政財団がその力を結集させて、世界各国の刑事司法の発展に大きく寄与されることを念願してやみません。

最後に、アジ研とアジア刑政財団のますますの御発展を祈念いたしまして、祝辞といたします。

令和四年十月二十一日

最高裁判所判事

堺

徹

祝　　辞

皆さん、本日は、誠におめでとうございます。

皆さんは、裁判所職員総合研修所における厳しい養成課程を修了されました。皆さんの入所期間中は、終始新型コロナウイルス感染症への対応を意識せざるを得ない状況が続き、そのような中での研修には多くの不安や困難もあったと思いますが、皆さんが真摯に研修に取り組まれ、本日の修了式を迎えたことを、心からお喜び申し上げます。また、この間、熱意と愛情を持ち、様々な工夫をしながら研修生の指導に力を注がれた所長を始めとする教官、事務局職員の皆様方の御労苦に対し、深い敬意と謝意を表します。

皆さんは、新進気鋭の裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官として、その第一歩を踏み出されるわけですが、現在の裁判所を取り巻く状況を見ますと、社会経済活動の著しい変化・国際化、少子高齢化・家族の在り様の多様化等が進んでいます。とりわけ、社会全体のデジタル化が加速度的に進展しており、御承知のとおり、裁判手続においても民事訴訟のデジタル化は既に始まり、民事非訟事件、家事事件や刑事事件についても検討が進められています。皆さんには、裁判所に対する国民の期待と信頼の重さ、それに伴う視線の厳しさを自覚しつつ、専門職としての誇りと責任を持って日々の職務に取り組み、自らの力量を高めるとともに、かつてないほどの規模と速さで変化する裁判所を自ら作り上げ、支えていくのだとの意気込みを持って主体的に取り組んでいただくことを期待します。

そして、本日、皆さんに三つのことを申し上げたいと思います。

一つ目ですが、これから皆さんのが裁判所書記官・家庭裁判所調査官として着任すると、実際の具体的事件に関する事務を行うことになります。その際、先輩方が築き上げてきた実務の運用とそれを裏付ける知識をしっかりと習得し、それと同時になぜそのように運用されているのかという理由や法的根拠を考えるようにしてください。実務の運用状況を表面的に理解して、それを鵜呑みにして機械的に事務を行うことは、皆さんの成長という観点から好ましくないですし、事件の持つ多様性への的確な対応が不十分となるばかりか、場合によっては不合理、不適正な事務となる可能性もあります。ぜひ新鮮な目で、日々の事務に改善する点がないかどうかを考えてください。

二つ目ですが、自らの考えを言葉にし、それを臆することなく同僚、先輩、上司、裁判官等に伝えて議論するようにしてください。

職務を遂行する中で、疑問や違和感が生じることもあると思います。そのようなときは、まずは何でも口に出して、その解消に努めてください。その際には、相手の意見にも謙虚に耳を傾けつつ、自らの考えを相手に明確に伝えて意見交換していただきたいと思います。議論することで、現在の運用の問題点が明らかになり、職場全体の事務改善につながることもあるかもしれません。言うまでもなく、質の高い裁判は、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等の関係職種が連携することで実現できるものです。自らの考えを言葉にして伝えなければ、相手に伝わらず、関係職種間で共通認識を持つことはできません。また、そのような意見交換は自らを成長させる貴重な機会ともなります。経験が浅いからといって遠慮したり、臆したりすることなく、自らの考えを明確に伝え、思い付いたアイデアを

積極的に提案するようにしてください。

三つ目ですが、裁判所の一員として、これから裁判所の課題に積極的に関わってください。

冒頭に申し上げたように、今、裁判所は大きな転機を迎えています。とりわけ、裁判手続のデジタル化は喫緊の課題です。デジタル化により裁判手続の在り方が大きく変わりますし、同時に私たちの事務の在りよう、進め方も当然これまでと同じではなくなっていくはずです。これからは、今まで以上に多様で柔軟な発想や新しい感覚が必要不可欠であり、皆さんに期待するところには大きいものがあります。職場の仲間と一緒に新しい時代の裁判所を作り上げていきましょう。若手だからこそ見える景色や視点が必ずあります。ぜひ積極的に取り組んでほしいと思います。

最後になりましたが、皆さん、裁判所書記官・家庭裁判所調査官として、その職責を十全に果たしていくためには、心身の健康を保持することが大前提となります。職場の上司・先輩等も必要な配慮をしますが、皆さん自身も意識的に休養やリフレッシュの機会を確保していただきたいと思います。皆さん、日々気力を充実させて、新しい時代の裁判所に新たな息吹をもたらしてくれることを心から祈念して、私の祝辞といたします。

令和5年3月24日

最高裁判所判事 安浪亮介